

新潟県条例第16号

新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例

新潟県立歴史博物館条例（平成12年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
区 分		観 覧 料		区 分		観 覧 料	
		個人	団体（20人以上の団体に限る。）			個人	団体（20人以上の団体に限る。）
(略)				(略)			
その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		510円	(略)	その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		500円	(略)
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）			
区 分		使用時間	施設使用料	区 分		使用時間	施設使用料
研修室	全面使用	午前9時から 正午まで	3,900円	全面使用	午前9時から 正午まで	3,800円	
		午後1時から 午後5時まで	5,240円		午後1時から 午後5時まで	5,100円	
		午前9時から 午後5時まで	9,150円		午前9時から 午後5時まで	8,900円	
	半面使用	午前9時から 正午まで	1,950円	半面使用	午前9時から 正午まで	1,900円	
		午後1時から 午後5時まで	2,620円		午後1時から 午後5時まで	2,550円	
		午前9時から 午後5時まで	4,570円		午前9時から 午後5時まで	4,450円	
講 堂		午前9時から 正午まで	11,000円	講 堂		午前9時から 正午まで	10,700円
		午後1時から 午後5時まで	14,700円			午後1時から 午後5時まで	14,300円
		午前9時から 午後5時まで	25,700円			午前9時から 午後5時まで	25,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。